

## 規制の事後評価書（簡素化 B）

法令の名称：輸出貿易管理令の一部を改正する政令案規制の名称：国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制等規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易管理課評価実施時期：令和7年3月

## 1 事後評価結果の概要

## &lt;規制の内容&gt;

- ・大量破壊兵器等の不拡散など安全保障の観点から、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に関連する貨物及び技術については、約 40 ヶ国が参加する国際輸出管理レジームにおいて、毎年各国が協調して輸出管理及び技術管理の対象とすべき貨物及び技術の範囲を議論し、新たに規制対象等とする貨物及び技術の内容を合意している。
- ・令和 3 年の国際輸出管理レジームにおいて、一部の貨物及び技術を規制対象に追加及び削除することが合意され、我が国も合意国としてそれらの貨物及び技術について、安全保障の観点からも国内関連法の見直しを行った。

## &lt;今後の対応&gt;

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

## &lt;課題の解消・予防の概況&gt;

おおむね想定どおり想定を下回るが、対応の変更は不要想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

## &lt;遵守費用の概況（新設・拡充のみ）&gt;

おおむね想定どおり想定を上回るが、対応の変更は不要想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

## &lt;行政費用の概況&gt;

おおむね想定どおり想定を上回るが、対応の変更は不要想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

## 2 事前評価時の予測との比較

### <効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①許可申請件数	事前評価時	-
	事後評価時	-

※許可申請件数については安全保障上の観点から公表をしていない。

### <負担>

#### ■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①許可を得るための作業コスト	事前評価時	29,500 円/件 作業時間 5 時間×2 名=10 時間 約 2,950 円 = (民間給与実態統計調査 (国税庁、令和 2 年) の平均給与額 (年間)) 4,957 千円 ÷ (労働統計要覧 (厚生労働省) の年間総労働時間 (実労働時間数) 事業所規模 30 人以上) 1,685 時間 10 時間×約 2,950 円 = 約 29,500 円
	事後評価時	26,600 円/件 作業時間 5 時間×2 名=10 時間 約 2,660 円 = (民間給与実態統計調査 (国税庁、令和 4 年) の平均給与額 (年間)) 4,576 千円 ÷ (労働統計要覧 (厚生労働省) の年間総労働時間 (実労働時間数) 事業所規模 30 人以上) 1,718 時間 10 時間×約 2,660 円 = 約 26,600 円

注 1) 事務負担は事業者の規模等によって異なり、また個社の機密情報になることから、定量的な分析が困難であるが、民間給与実態統計調査や労働統計要覧より推計。

#### ■行政費用

		算出方法と数値
①説明会等開催コスト	事前評価時	約 2,600 円×1 人×90 分/60 分×3 回=約 11,700 円
	事後評価時	約 2,580 円×1 人×90 分/60 分×3 回=約 11,600 円
②許可申請の確認に係る業務コスト	事前評価時	1 件当たり：約 2,600 円×1 人×120 分=約 5,200 円
	事後評価時	1 件当たり：約 2,580 円×1 人×120 分=約 5,160 円

注 1) 「令和 4 年国家公務員給与等実態調査」の国家公務員（全職員）の平均給与月額をベースに算出している。

注 2) 説明会は 3 回実施。

#### ■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
-	事前評価時	-
	事後評価時	-

注 1) 規制対象外とすることが合意された貨物及び技術については許可手続きが不要となり、負担は発生しない。

#### ■その他の負担

・特になし

### 3 考察

- ・ 当該規制の拡充・緩和に伴い、事前評価時に意図していなかった影響は生じていない。
- ・ 当該規制については引き続き安全保障の観点から、国際協調的な輸出管理を行う必要がある。国際輸出管理レジームにおいて、輸出管理の対象となる貨物及び技術の見直しが定期的に行われており、これに合わせて我が国も規制対象の見直しを行う必要がある。